

第7回 和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会 会議録概要

《日時》 平成21年10月20日(火)午後4時～午後5時30分

《場所》 和歌山市役所 14階 会議室

《出席者》和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会委員(11人)敬称略

会長 矢萩喜孝(和歌山大学教育学部 教授)

副会長 杉山清一(和歌山市自治会連絡協議会 会長)

委員 足立基浩(和歌山大学経済学部 准教授)

川野雅章(和歌山商工会議所 青年部監事)

貴志節子(前広瀬小学校 校長)

金原佐知子(伏虎中学校 教諭)

坂下重幸(前和歌山市小学校PTA連合会 会長)

田中志保(弁護士)

鳥居賀柄子(宮前小学校 校長)

野間弓子(前加太中学校 校長)

矢野幸茂(前和歌山市中学校PTA連合会 会長)

事務局(12人)

教育局長 榎原義信、教育総務部長 前北幸夫、学校教育部長 澤井勉

教育総務課長 川口雅広、教育施設課長 坂上賢一郎

学校教育課長 阿形博司、教職員課長 楠井和樹

教育総務課副課長 鈴木利典、教育総務課専門教育監補 楠見健

教育総務課総務政策班長 田中利幸、教育総務課企画員 中村智裕

教育総務課事務副主任 大北洋史

《会議次第》

(1)開会

(2)配布資料確認

配布資料

資料1・・・当面の具体的な取り組み

資料2・・・答申(案)

資料3・・・1学級当たりの児童・生徒数(平成21年度)

資料4・・・京都市における小規模校問題の取組経過

資料5・・・京都市における小中一貫教育の取組

追加資料・・・京都市の学校統廃合の状況

(3)前回の会議内容確認

(4)議事

1.当面の具体的な取り組みについて

(2)当面の具体的な取り組み

市中心部の小規模校 市周辺部の小規模校 分校 大規模校

(3)その他

2.答申(案)について

3.その他

(5)閉会

《会議内容》

1. 前回の会議内容確認

第6回会議録及び会議録の概要が承認された。

2. 事務局からの説明

配布資料について説明した。

京都市教育委員会への視察について報告した。京都市の小規模校問題の取組状況、小中一貫教育の取組状況について説明した。

3. 意見交換

小規模校を訪問した委員から感想が述べられ、意見交換がされた。

「当面の具体的な取り組み」及び「答申(案)」について意見交換がされた。

[主な意見]

・ 小規模校を訪問した感想

子どもたちは落ち着いて仲良く学習できていた。

よく挨拶をしてくれた。指導が行き届いているのだろう。

25人から30人ぐらいの学級が教員も指導しやすいのではないかな。

クラス替えができないのは、やはり問題がある。

部活動の種類に限られるなど、勉強以外の教育活動の活性化が難しいのではないかな。現在の施設には余裕があり、有効活用という面から議論があってもよい。

小学校と中学校が一緒になるとすると、今の敷地や施設では不十分である。

校舎と校舎の間の一般道路は、安全面からも問題があるのではないかな。

・ 実際に学校に勤務している教員も、同じようなことを感じている。小規模校には良さもいろいろとあるが、クラス替えができないことには問題がある。人間関係で問題が生じて子どもは逃れられず、不登校になってしまうこともある。

・ 具体的な提案ができなかった学校もあるが、この調査検討委員会の提言が適正規模化を進める上での問題提起となることを期待する。

・ 全てを一気に適正規模化することは難しいが、一つ一つ進めていくことがその後のモデルとなる。また、強引な行政主導ではなく、保護者や住民の方々の意見を十分踏まえながら進めていかなければならない。

・ 児童生徒数の推移など今後の見通しを示すことが大切である。そうすることで、保護者や住民は考えを整理することができる。

・ 会議内容をインターネット上で公開しているが、それ以外にも広報する方法を工夫し、積極的に情報発信することが大切である。

・ 全国の事例などの資料を収集し、公開していくこともできるのでは。

・ 地元住民と共に考えていくことが大切である。そのためには、シンポジウムなどで様々な人の意見を集約することも考えられる。

・ 適正規模化したときに、きめ細かい指導などの小規模校のメリットに代わる充実した教育が行われなくては、保護者の理解は得られない。

・ 答申(案)について、次のような意見が出された。

内容は、概ねこれでよい。

小中一貫教育導入の提案は、「そういう方法も考えられる」という表現がよい。

具体的な提案ができなかった小規模校について、教育委員会は今後も適正規模化に向けた検討を継続する必要がある。

適正規模化を進めるために、「保護者・地域・学校・行政が一体となって取り組んでいく」という表現を入れた方がよい。

- 4 . 答申（案）については、若干の表現の修正について事務局に一任とし、次回会議で最終確認することになった。